

県民文化活動推進事業

1 趣旨

県内の地方公共団体、文化団体や各種団体等が県内で行う自主企画による文化事業で、県民の文化に対する関心を高め、日常の文化活動を活発にすることに寄与する事業。

2 助成対象団体

新潟県内の地方公共団体及び公益法人、新潟県内に活動の本拠を有する文化団体又は各種団体若しくは文化事業を実施するために組織された実行委員会等（以下「団体」という。）で、地方公共団体及び公益法人以外の団体については、県と政令市における二重行政の解消に留意した上で、次の各号に掲げる要件を満たすもの。

- (1) 規約等を有するとともに代表者、所在地及び会計処理が明確であること。
- (2) 一定の活動実績があること。ただし、発足後間もない団体については、今後の活動計画が定まっていること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、次の団体は対象としない。
 - ア 営利団体
 - イ 学校の文化サークル
 - ウ 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体
 - エ 特定の流派、教授所、教室等及びそれらに関係している団体
 - オ 構成員の大半が、その団体の活動分野を主な職業としている団体
 - カ 暴力団、暴力団員等に関与している団体
 - キ その他、代表理事が助成対象とすることを特に適当でないと判断した団体

3 助成対象事業

対象となる団体が県内で行う自主企画による文化事業で、以下の要件を満たす事業を優先する。

- (1) 地域性：地域の文化資源（人材を含む）を活用し、地域コミュニティの再生又は創造を通じて、地域の活性化を目指す事業。公演、展覧会等とは別に体験型文化事業及び日頃公演等の会場まで行くことのできない児童生徒や病院等の施設入所者に対する訪問公演（アウトリーチ活動）等を合わせて実施するなど、地域の人材を育成し、芸術文化の体験機会及び理解を深める交流の場を提供することが期待される事業
- (2) 独創性：団体等が自主的に企画し、単なる成果発表や買取公演等ではなく、独創的な特徴や工夫している点が顕著である事業
- (3) 発展性：一過性に終わらない複数年の実施計画が策定されており、発展性が期待される事業
- (4) 次の事業は対象としない。

ただし、代表理事が助成対象とすることを特に必要であると判断した場合はこの限りではない。

 - ア 専ら出版物、電子記録物及びインターネット等により発表・公開する事業
 - イ 営利、チャリティーを主たる目的とする事業
 - ウ いわゆる教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等の温集会、発表会
 - エ 学術的な会合
 - オ 団体の自力で実施可能な事業
 - カ 国及び県からの補助金、負担金等の援助を受けている事業
 - キ 定例的に実施している事業で、内容に過去の年と比べて大きな変更のない事業
 - ク 事業の鑑賞者が実施団体の構成員やその関係者に限られる事業（例：同窓会事業やそれに類する事業、芸術鑑賞団体やそれに類する団体を実施する事業

4 助成対象経費

別表に掲げる経費

ただし、代表理事が対象経費とすることを特に必要と判断した場合はこの限りではない。

5 助成金の額

助成対象経費の三分の一の範囲で、財団の定める額。ただし、上限100万円、下限10万円とし、1万円未満は切り捨てるものとする。

また、助成対象経費から下記収入を控除した額を上限とする。

- (1) 入場料収入（これに準ずるものを含む）
- (2) 参加料収入
- (3) 市町村からの補助金収入
- (4) 他団体からの助成金収入

6 交付の方法

原則、完了報告書の提出をもって助成金額を確定し、請求書を受理後交付する精算払いとする。ただし、少額な案件や立替えが不可能な理由等説明できないような案件を除き、概算払いが特に必要な場合に限り、決定額の6割を上限に交付する。1万円未満は切り捨てるものとし、事業終了後の完了報告書をもとに算出された最終的な確定額が概算払い額を下回る場合には、その超過分を返納してもらうものとする。

7 助成回数の制限等

助成金の運営費化を防ぐとともに、公平な助成金の交付を図るため、1団体につき連続3回交付を受けたごとに、最低3年間助成金の申請をできないものとする。

なお、改正前の文化活動支援助成金交付要綱により受けた助成金交付の回数は、この要綱により助成金交付を受けた回数とみなすものとする。

また、同一年度内における助成金交付回数は、1団体について1回までとする。

8 その他事項

自然災害等の不可抗力（天災地変、戦争、内乱、交通機関〔船舶・飛行機・鉄道および自動車等〕の事故、ゼネスト、法令および行政措置並びに法定伝染病の流行等）により、申請団体の責によらない事由で、やむを得ず申請事業が実施不可能となった場合には、申請団体の申し出により、協議の上、準備に要した経費の一部を助成することができるものとする。その場合、第5（助成の額）に定める下限額を下まわる場合も助成を認めることができるものとする。

【県民文化活動推進事業】

	項目	細目	内 容	内 容	説 明	
助 成 対 象 経 費	出演・音楽・ 文芸・美術費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料 等			
		音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料 等、調律料			
		文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、各種助手料、台本料、訳詞料、 著作権使用料 等 舞台美術・衣裳等デザイン料			
		美術費	作品借料（保険料を含む。）			
	設営・舞台費	設営費	会場設営・撤去費、美術作品運搬費 等			
		舞台費	大道具費、小道具費、衣裳費、楽器運搬費、照明費、音響費、道具運 搬費 等			
		会場費	会場使用料（付帯設備費を含む。）等			
	謝金・旅費・ 宣伝等費	謝金	編集謝金、原稿執筆謝金、会場整理員等賃金 等			
		旅費	交通費、宿泊費、日当 等			
		通信費	案内状送付料 等			
		宣伝費	広告宣伝費（新聞、雑誌、駅貼り等）、立看板費 等			
		印刷費	プログラム印刷費（無料配布するもの。）、図録印刷費（無料配布す るもの。）、入場券印刷費、チラシ印刷費、台本印刷費、ポスター印 刷費、資料印刷費 等			
消耗品費		アンケート記入用鉛筆・用紙、楽譜や台本の印刷用紙、インク代等				
		記録費	録画費、録音費、写真費 等			
<p>☆ 出演費・音楽費・文芸費・美術費・旅費は、専門分野の芸術家又は芸術団体に支払われる場合のみ助成対象経費となります。</p> <p>☆ プログラム及び図録印刷経費は、一部でも有料配布する場合は、全て助成対象外経費となります。</p> <p>☆ 消耗品は対象事業に直接必要なものに限り、会議や通常の事務用品等は対象外経費となります。</p> <p>☆ 実施団体又はその構成員が請求者となっている経費は、原則助成対象外経費となります。</p> <p>☆ 助成対象経費については、実績報告時、全て領収書等支払関係書類の提出が必要となります。支払関係書類の提出がない場合は、助成対象外経費となります。</p>						
助 成 対 象 外 経 費	<ul style="list-style-type: none"> ○美術作品等の購入費・制作費 ○入場券等販売手数料 ○有料配布する場合のプログラム・図録等の制作経費（原稿執筆謝金、印刷費等）及び その他有料配布物の制作経費 ○航空・列車運賃等の特別料金（ファースト クラス料金、グリーン料金等） ○自ら設置し又は管理する会場設営において 活動を行う場合の会場使用料等 ○定期的な練習に係る経費（練習場の借料等 経費、指導料やトレーナー料等経費） ○取材、・会議・企画・制作・打合せ等に係 る経費 ○イベント保険、災害保険等に係る保険料等 ○マネジメント料 			<ul style="list-style-type: none"> ○事務所維持費 ○電話代、ファックス代、電子メール代・ホーム ページ作成及び運営費 ○職員給与 ○事務機器・文具事務用品等の購入費 ○印紙代、証紙代 ○振込手数料 ○交際費・接待費 ○レセプション・打ち上げ・パーティー等に係る 経費 ○ケータリング・弁当等の飲食費 ○記念品・贈答品代等 ○団員やスタッフ、出演者各個人への支給品（名 札・ティーシャツ・バッジ等） 		